

排出量取引に係る質問・回答集

連番	項目	No.	質問	回答
1	指定管理口座の開設	(1)	所有している事業所が第3計画期間に入ってから指定地球温暖化対策事業所の指定を受けました。指定管理口座は、いつまでにどのような方法で開設すれば良いのでしょうか	指定管理口座は、事業所が指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた際に自動で開設されます。 口座にログインするための「口座簿利用者番号」と「初期暗証番号」は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載されていますので、御確認ください。
2	指定管理口座の開設	(2)	指定管理口座は、指定地球温暖化対策事業所ごとに開設されますが、削減義務がある特定地球温暖化対策事業所とは異なり、削減義務を負っていない指定地球温暖化対策事業所が口座を持つことに意味はあるのでしょうか。	指定管理口座は排出量取引を行うための口座ではなく、排出実績等の状況を表す管理簿という役割を持った口座です。総量削減義務と排出量取引システムを通じて、事業所の排出実績等を確認できるようになります。
3	一般管理口座の開設	(1)	一般管理口座を開設する際の「開設手数料」ですが、どのように払えばよろしいでしょうか。	「口座開設手数料」が必要な方につきましては、一般管理口座開設申請書の審査完了後、東京都から納入通知書が郵送されます。受領後速やかに東京都公金を納付できる金融機関で手数料をお支払いください。 東京都により手数料の支払いが確認されると口座が開設され、その後一般管理口座開設通知書が郵送されます。 なお、一般管理口座の開設に当たって「開設手数料」がかかるのは、指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の方に限られます。 (指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者の方は、手数料がかかりません。)
4	一般管理口座の開設	(2)	部長を代理人にして、口座開設申請を行いたいと考えています。部長は印鑑証明を取得できませんが、この場合、どのようにして口座を開設したらよいのでしょうか。	印鑑登録できない方を代理人にして提出する場合は、「委任状兼使用印鑑届」を御提出ください。 「委任状兼使用印鑑届」には、法人代表者（名義人となる者）の登記印の押印とその印鑑証明書の添付が必要です。その後の申請はその委任範囲に基づき届出印（部長印）で行うことが可能となります。
5	一般管理口座の開設	(3)	「一般管理口座開設申請書」の「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」に記入する事業者は、口座名義人（申請者法人の担当者）でなく別の法人の者でも良いのでしょうか。	口座名義人以外の法人の方でも構いません。 その際、管理口座開設通知書（郵送）及び東京都からの各種お知らせ（メール等）は「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」に届きますので、御注意ください。
6	一般管理口座の開設	(4)	事業所の「指定管理口座」を開設していれば、その名義人になっている事業者の「一般管理口座」も開設されているものですか。	「一般管理口座」は申請によって開設されます。指定地球温暖化対策事業者であり、「指定管理口座」を開設していても、必ず「一般管理口座」を持っているとは限りません。
7	一般管理口座の開設	(5)	弊社には、部門ごとに代表者A、代表者Bがおり、それぞれに代表権を有しています。これまで地球温暖化対策計画書などの申請は代表者Aが行っていましたが、一般管理口座の開設については、代表者Bが申請できるのでしょうか。	法人の代表権のある方でしたら代表者として申請することができます。この場合、指定管理口座の名義は代表者A、一般管理口座の名義は代表者Bとなります。 しかし、それぞれの名義の口座は、名義不一致のため、指定管理口座と一般管理口座を関連付けをすることができませんので、御留意ください。 また、各口座に係る手続においては、それぞれ印鑑登録されている印鑑の押印及び印鑑証明が必要となりますので御注意ください。
8	一般管理口座と指定管理口座の関連付け （特定一般管理口座の登録）	(1)	一般管理口座の開設申請と、指定管理口座と一般管理口座の関連付け申請を同じタイミングで提出できますか。	一般管理口座の開設と同時に、指定管理口座との関連付けを申請する場合は、一般管理口座開設申請書に一般管理口座と関連付ける指定管理口座の情報を記入してください（「一般管理口座等に係る関連付け申請書」の提出は不要です。）。 記入方法については、一般管理口座開設申請書記入要領に詳細が書かれておりますので、御参照ください。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu/
9	一般管理口座と指定管理口座の関連付け （特定一般管理口座の登録）	(2)	事業所の所有者が変更になりました。現在、「前所有者」の一般管理口座が指定管理口座に関連付けられたままとなっているので、関連付けを外し、「現所有者」の一般管理口座と新たに関連付けたいのですが、どのような手続が必要でしょうか。	「特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書」を御提出いただくことで、前所有者の一般管理口座との関連付けを解除できます。 この手続は、前所有者による申請が必要です。 また、現所有者の一般管理口座と関連付けを新たに行うには「一般管理口座等に係る関連付け申請書」を御提出ください。この手続は現所有者による申請が必要です。

連番	項目	No.	質問	回答
10	口座名義人の変更	(1)	「口座名義人等氏名等変更届出書」の提出が必要になるのはどのような場合ですか。	変更対象となる口座名義人が指定地球温暖化対策事業者であるか否かによって提出が必要になる場合が異なります。 <u>①指定地球温暖化対策事業者の場合</u> ・（指定管理口座に関し、口座管理者登録をしている場合）口座管理者情報の変更（代表者氏名等） ・連絡先変更（「会社名」項目の変更（別法人への変更等）の場合に限る。） ・口座名義人（個人に限る）情報、連絡先情報の公表希望の変更 ※口座名義の変更（例えば代表者変更）は、事業所から御提出頂く「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」で変更されます。別途の手続は不要です。 ※連絡先変更と、公表希望の変更については、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」等所定の書類の中で変更を届出することも可能です。 <u>②指定地球温暖化対策事業者以外の方</u> ・口座名義人情報の変更（代表者氏名等） ・連絡先変更（「会社名」項目の変更（別法人への変更等）の場合に限る。） ・口座名義人（個人に限る。）情報、連絡先情報の公表希望の変更
11	口座名義人の変更	(2)	一般管理口座の名義人の法人の代表者が変わります。指定地球温暖化対策事業者であるため、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を提出予定です。一般管理口座の名義人変更の届出はどうすればよいですか。	指定地球温暖化対策事業者の方であれば、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を御提出いただくことで、一般管理口座の口座名義も合わせて変更となります。別途の手続きは必要ありません。
12	口座名義人の変更	(3)	一般管理口座の名義人の法人の代表者が変わります。当社は指定地球温暖化対策事業者ではありません。どのような手続きが必要ですか。	一般管理口座の名義変更のため、「口座名義人等氏名等変更届出書」を御提出ください。
13	口座簿利用者番号	(1)	メールで受領したログインIDと暗証番号を入力して、システムにログインしましたが、残高や義務履行状況を確認することができません。	ログインIDと暗証番号には複数の種類があり、個々に機能が異なります。 口座の残高等を確認するための①「<u>名義人用ID（口座簿利用者番号）</u>」、各口座連絡先の②「<u>口座連絡先用ID</u>」、口座とは別に③「<u>事業所連絡先用ID</u>」等があります。 それぞれ機能が異なります。 メールでお送りしているログインIDと暗証番号は、連絡先に登録された方にお送りしている、「連絡先用ID」（②か③のいずれか）です。このIDでログインしても、①の画面は見ることができません。 <u>口座の内容を確認したい場合は、口座名義人用のログインID（口座簿利用者番号）と暗証番号が必要で、こちらについては、口座の開設時に東京都から通知書を郵送させていただいております。</u>
14	口座簿利用者番号	(2)	指定管理口座の名義人が複数いる場合、その口座の口座簿利用者番号は、各名義人に別々の番号をお知らせいただけるのでしょうか。それとも、一つの番号を皆で共有するのでしょうか。	指定管理口座の口座簿利用者番号については、名義人ごとに別々の番号が発行されます。指定管理口座が開設されると同時に、名義人ごとの口座簿利用者番号や暗証番号などを個別に記載した「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」が東京都から送付されます。
15	口座簿利用者番号	(3)	事業所の所有者（指定地球温暖化対策事業者）が変わった場合、新たな所有者用に、指定管理口座の「口座簿利用者番号」は自動的に発行され、東京都から通知されるのでしょうか。	指定地球温暖化対策事業者が変わった場合、事業者変更の届出が必要です。届出に基づき、変更後の事業者指定管理口座の「口座簿利用者番号」が通知されます。 なお、通知書面は当該指定管理口座に登録された「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」に郵送します。この情報が古い場合には、事業者の変更に係る書類等で連絡先の変更を届出してください。
16	口座簿利用者番号	(4)	指定地球温暖化対策事業所指定通知書に記載された「口座簿利用者番号（ユーザーID）」「暗証番号（パスワード）」で口座にログインしようとしたところ、ユーザーID又はパスワードが間違っているとのエラーになり、ログインできません。どうすればよいでしょうか。	「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」や「一般管理口座開設通知書」等に記載された「暗証番号（パスワード）」は初期暗証番号です。 総量削減義務と排出量取引システムは、当初ログイン時に必ず暗証番号を変更していただく仕様となっておりますので、過去に一度でもログインしたことがある場合は、変更後の暗証番号で再度ログインできるかご確認ください。 暗証番号が分からなくなっている場合、又は変更後の暗証番号でも同じエラーでログインができない場合等は、「口座簿利用者番号等通知申請書」にて手続きをすることで、暗証番号の再発行を受けることができます。
17	口座管理者の登録	(1)	「口座管理者」とはどのようなことができるのでしょうか。また、口座管理者は必ず選任しなければいけないのでしょうか。	「口座管理者」は口座名義人の申請により登録され、指定管理口座の名義人に代わって、指定管理口座に係る申請（超過削減量の発行・移転、義務充当の申請など）を行うことができます。口座名義人が複数いる場合には、申請手続きを円滑に進めるために、「口座管理者」を登録することが望ましいですが、口座名義人が一人の場合は、登録の必要はございません。

連番	項目	No.	質問	回答
18	口座管理者の登録	(2)	総量削減義務と排出量取引制度における「口座管理者」と「代理人」の違いについて教えてください。	「口座管理者」は、口座名義人を代表して単独で指定管理口座に係る申請を行うことができる者で、総量削減義務と排出量取引システムにログインするための口座簿利用者番号が付与されます。また、口座管理者として一般管理口座を開設し、口座管理者として登録されている指定管理口座との関連付けができます。 なお、口座管理者は東京都のホームページに公表する口座一覧に口座管理者として明記されるので、対外的にも代理人であることが明確になります。 一方「代理人」は、口座名義人に代わって申請の手続きを行います。が、口座簿利用者番号の付与を受けることはできません。 また、一般管理口座の開設は要件を満たせばできる場合がありますが、手数料の支払いが必要となる場合があります。 さらに、名義人ではない場合は、指定管理口座との関連付けができないため、御自身の一般管理口座から指定管理口座へ直接クレジットの移転ができません。
19	口座管理者の登録	(3)	「口座管理者」を登録している事業所で、口座管理者が変更になりました。何か手続きが必要になりますか。	「口座管理者」の情報（法人の代表者や住所等）が変更した場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」を御提出ください。 「口座管理者の法人（若しくは個人として登録している口座管理者）」が変更した場合は、「従来の口座管理者の登録抹消手続」と「新しい口座管理者の登録手続」の2つの手続きが必要となります。どちらの手続も「口座管理者登録（登録抹消）申請書」を提出してください。
20	連絡先	(1)	口座に登録された連絡先（振替可能削減量の管理を行う部署等の情報）の変更方法を教えてください。	本制度の口座に係る連絡先を変更する場合、変更項目によって、届出（連絡）方法が異なります。 (a) 「会社名」項目が変更する場合 原則として「口座名義人等氏名等変更届出書」による届出が必要です。（他の書類による代替も可能な場合があります。） (b) 「会社名」項目に変更がない場合（担当者や電話番号などの変更のみの場合） 相談窓口宛に、変更がある旨と以下の内容をメールにて御連絡ください。 ・変更対象の口座番号 ・変更前後の内容 （郵便番号、住所、所属名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）
21	連絡先	(2)	「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」について公表又は非公表を選ぶことが出来ますが、公表を選んだ場合、どのように公表されるのでしょうか。	指定管理口座及び一般管理口座の情報の一部は、東京都ホームページ上の「公開情報」ページ（下記URL）の「口座開設者情報」で公開されます。 「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」について「公表」を選択した場合は、該当口座の種類により「指定管理口座情報一覧（PDF）」又は「一般管理口座情報一覧（PDF）」のいずれかで公表されます。 これらの口座情報一覧で公開される情報は、口座番号、事業所の名称及び所在地（区・市まで）、口座名義人の名称及び所在地、口座管理者の名称及び所在地並びに連絡先となります。 https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html
22	口座の開設状況	(1)	口座が開設されているかどうかを確認する方法はありますか。	東京都環境局のホームページにて「口座開設者の情報」（下記URL）を公表しております。 https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html
23	総量削減義務と排出量取引システム	(1)	クレジット保有量などの情報は、対象事業者はWebなどを通じて照会が可能なのでしょうか。	自らの口座の情報についてはWebで確認できます。「総量削減義務と排出量取引システム」へは、東京都環境局のホームページ（以下のURL参照）からログインできます。 https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage
24	総量削減義務と排出量取引システム	(2)	指定管理口座と一般管理口座が関連付けされているかどうかは口座内で確認できますか。	一般管理口座と指定管理口座の関連付けの状況を確認するには、個々の口座にログインし、「口座情報照会」画面を確認してください。 例えば、一般管理口座の「口座情報照会」画面で「振替先として指定可能な指定管理口座」に指定管理口座が記録されていれば、その指定管理口座と一般管理口座は関連付けされていると判断できます。 指定管理口座で確認する場合は、「口座情報照会」で「特定一般管理口座」に一般管理口座が記録（登録）されているかを確認してください。
25	総量削減義務と排出量取引システム	(3)	指定管理口座の義務履行状況照会画面において、削減不足量をどのようにして確認すれば良いですか。	「前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量」の欄の数値で確認できます。 この値は、計画期間の途中では、排出量実績が確定している最終年度の数値を継続した場合の見込みの削減不足量を表示し、削減計画期間5年間の排出実績がすべて確定した段階では、確定した「削減義務量に不足する削減量」を表示しているものとなります。
26	総量削減義務と排出量取引システム	(4)	第1計画期間の超過削減量があったが、活用することなく有効期限を迎えることとなり、クレジットは抹消となってしまった。抹消された記録は口座にて確認することができますか。	クレジットが有効期限を経過すると、残高照会からは記録がなくなります。ただし、クレジットが抹消された記録は「取引履歴」に残るため、抹消されたクレジットを保有していた口座にて確認することができます。

連番	項目	No.	質問	回答
27	総量削減義務と排出量取引システム	(5)	一般管理口座から、関連付けされた指定管理口座の義務履行状況を見たり、指定管理口座から一般管理口座の残高を確認する等、関連付けられた指定管理口座と一般管理口座の相互から他方の口座の内容を閲覧等することはできますか。	関連付けされていることは、いずれの口座からも「口座情報照会」画面にて確認することができますが、各口座から関連付け先の口座の内容（義務履行状況や残高照会等）は確認できません。保有するクレジットの情報や個別の事業所の義務履行状況等は、それぞれ該当の口座にログインしてご確認ください。
28	総量削減義務と排出量取引システム	(6)	削減義務を履行できない見込みです。クレジットを調達する量はどこで確認することができますか。	総量削減義務と排出量取引システムの義務履行状況照会画面で御確認いただけます。 「前年度排出量を維持した時に削減義務量に不足する削減量」に数量が表示されている場合は、クレジットの調達が必要な場合があります。 「クレジット保有量」（前計画期間からバンキングしたクレジット量）や一般管理口座に保有しているクレジット量が「前年度排出量を維持した時に削減義務量に不足する削減量」以下であれば、排出量取引は必要となります。 クレジット調達量は、「前年度排出量を維持した時に削減義務量に不足する削減量」－「クレジット保有量（指定管理口座及び一般管理口座）」となります。
29	総量削減義務と排出量取引システム	(7)	超過削減量の発行量が計算した値より少ないのですが、なぜですか。	「超過削減量発行可能量」は、基準排出量の2分の1を超えない範囲の削減量から、各年度の削減義務量（基準排出量に削減義務率を乗じた値）を減じた量となります。 発行可能な数量に上限があるため、基準排出量の2分の1を超える削減を達成されている年度は、2分の1を超えた分の削減量については超過削減量として発行できません。
30	取引相手の探し方	(1)	クレジット等を購入（売却）したいのですが、どこで購入（売却）できますか。	クレジットの販売（購入）先の見つけ方としては、次の方法が考えられます。 ■東京都が提供する総量削減義務と排出量取引システムにおける見積受付情報登録事業者の検索機能を利用して、クレジット等販売（購入）希望者一覧を参照する。なお、この機能は、一般管理口座を開設しないと利用できません。 ■東京都制度で利用可能なクレジットの販売又は仲介業務を行っている民間クレジット仲介事業者を利用する。仲介事業者の連絡先は、東京都環境局のホームページで公開しているほか、一般管理口座の見積受付情報登録機能から検索できます。 ■グリーンエネルギー証書発行事業者を利用する。グリーンエネルギー証書は、再エネクレジットに変換することができます。証書発行事業者から証書を購入する際は、東京都制度で利用する旨を必ず伝えてください。 ■東京都環境局のホームページで公開している計画書のデータを利用する。排出量データ等を計算することで、超過見込事業所、不足見込事業所を探することができます。
31	取引価格	(1)	排出量取引の価格はどのように決まりますか。	排出量取引の価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものです。それまでに行われた取引の事例を参考とするほか、複数の事業者に見積を取ってみることなどが考えられます。東京都では、取引参加者がクレジットの取引価格に関する情報を把握できるよう、第三者が実施した査定結果を公表しております。なお、同一法人内の取引の場合など、無償で取引することも可能です。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/
32	取引価格	(2)	東京都では、排出量取引の取引価格について何らかの規制を行うのでしょうか。	排出量取引の取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されます。また、その取引価格について、東京都が価格を定めることや制約（上限価格、下限価格等）をかけることはありません。
33	クレジットの種類	(1)	「クレジット」とは、具体的にはどのようなものですか。	削減対策の実施等によって得られた温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減義務の履行への利用が可能なものを指します。クレジットの種類としては、「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」があります。（「超過削減量」以外の4種類のクレジットをオフセットクレジットと言います。） 「その他ガス削減量」は、自らの事業所の削減義務の履行に利用できるだけで、排出量取引の対象とはなりません。
34	クレジットの種類	(2)	森林を保有していますが、「CO2吸収」として東京都の排出量取引に利用できますか。	「CO2の森林吸収分」につきましては、東京都の排出量取引では利用できません。
35	超過削減量	(1)	第4計画期間には削減不足となる見込みです。この場合、第2計画期間にできた超過削減量を第3計画期間に充当して超過削減量を創出し、第4計画期間に持ち越しできますか。	「超過削減量発行可能量」には充当量が加味されないため、第2計画期間でできた超過削減量を充当して第3計画期間の超過削減量を増やすことはできません。

連番	項目	No.	質問	回答
36	クレジットの有効期間	(1)	超過削減量の有効期間はどのように決まっているのでしょうか。	超過削減量の有効期間は、削減量が創出された年度の属する計画期間を基準に決まります。具体的には以下のとおりです。 ＜第 n 計画期間の超過削減量＞ 第 n 計画期間及び第 n+1 計画期間の削減義務の履行に利用可能（有効期限は、第 n+1 計画期間の整理期間終了時まで）
37	クレジットの有効期間	(2)	一般管理口座に、現在の計画期間末に有効期限を迎えるクレジットを保有している。当社は「指定地球温暖化対策事業者」ではなくなったため、現在の計画期間末には一般管理口座の更新対象となる。口座を更新すれば、保有するクレジットも継続して持ち続けることができますか。	クレジットの有効期限は、クレジットを保有する一般管理口座の更新手続きをしても変わることはありません。有効期限を経過すると、クレジットは抹消されます。考慮の上、クレジットの活用や一般管理口座更新の必要性を検討してください。
38	クレジットの有効期間	(3)	第 2 計画期間の超過削減量は、一般管理口座に移転すれば無くない（第 4 計画期間に残せる）でしょうか。	超過削減量等のクレジットは、クレジット自体に有効期間があります。原則、削減量が創出された計画期間によって有効期間が決まっており、どの口座に移転しても、その有効期間が変わることはありません。このため、第 2 計画期間のクレジットは、第 3 計画期間の整理期間末日で抹消となりますので、第 4 計画期間の義務履行には御利用いただけません。
39	クレジットの有効期間	(4)	グリーン電力証書を使って再エネクレジットを発行する場合、第 3 計画期間に一般管理口座に発行された再エネクレジットは、第 4 計画期間まで持ち越して使うことができますか。	グリーン電力証書由来の再エネクレジットは、クレジットとして発行された時期ではなく、グリーン電力証書の <u>発電期間と証書の発行日に由来して有効期間が決まります</u> 。 なお、第 3 計画期間に入ってから発行された証書の有効期間は、具体的には以下のとおりです。 【第 3 計画期間以降（2020（令和 2）年 4 月以降）にグリーン電力証書として発行された量の取扱い】 ＜発電期間の末日が第 n 計画期間の発電量＞ 第 n 計画期間及び第 n+1 計画期間の削減義務の履行に利用可能（有効期限は、第 n+1 計画期間の整理期間終了時まで） 第 3 計画期間以降にグリーン電力証書として発行された量は、発行された計画期間に関わらず、 <u>発電期間の末日が属する計画期間及び翌計画期間の削減義務に利用できる</u> 。 【第 2 計画期間以前（2020（令和 2）年 3 月末日まで）にグリーン電力証書として発行された量の取扱い】 ＜第 x 計画期間に発電又はグリーン電力証書として発行された量＞ 第 x 計画期間及び第 x+1 計画期間の削減義務の履行に利用可能（有効期限は、x+1 計画期間の整理期間終了時まで） ※発電された計画期間に関わらず、グリーン電力証書として発行された計画期間の翌計画期間までの削減義務の履行に利用できる。ただし、2008（平成 20）年 3 月末日以前に発電された量は、第 2 計画期間以降の削減義務の履行には利用できない。
40	クレジット等の発行	(1)	国又は県等による補助金を活用して削減対策を行った場合、その対策によって生じた削減量について、クレジットの発行申請はできますか。	東京都の排出量取引制度では、御質問の場合においても、クレジットの発行は可能です。ただし、補助金の取扱いについては、補助金を発行した国又は県等に問い合わせてください。
41	クレジット等の発行	(2)	「オフセットクレジットの削減量認定申請書」と「振替可能削減量等発行等申請書」は、同時に提出できますか。	オフセットクレジットの削減量等に係る認証申請と、振替可能削減量等発行等申請書は、原則同時に提出してください。 なお、複数種類の再エネクレジットを複数の一般管理口座に振り分けたい場合には、1つの一般管理口座に発行を受けた後、振替手続きにより他の一般管理口座に移転をすることも可能です。
42	クレジット等の発行	(3)	第 3 計画期間の超過削減量をバンキングするために、何か申請手続が必要ですか。	計画期間の実績確定後の超過削減量の発行は、東京都において削減計画期間内の削減義務の履行を確認した後、各事業所の指定管理口座に自動で行われるため、手続は不要です。 なお、計画期間途中の任意のタイミングでの超過削減量の発行には、「振替可能削減量等発行等申請書」の提出が必要です。
43	クレジット等の発行	(4)	超過削減量の発行申請ができない時期はありますか。	「地球温暖化対策計画書」の提出期限後から、排出実績が確定するまでの期間は、超過削減量の発行申請をすることができません。 例えば、2022（令和 4）年度の排出量に基づく超過削減量は、2024（令和 6）年度の計画書提出期限から、2023（令和 5）年度の排出実績が確定するまでの期間は発行できません。 また、各計画期間の最終年度の排出量を記載した地球温暖化対策計画書提出後は、原則、発行申請を行うことはできません。計画期間終了後、排出実績が確定した時に超過削減であれば、超過削減量が自動で発行されます。

連番	項目	No.	質問	回答
44	クレジット等の発行	(5)	指定管理口座に超過削減量の発行を受けた後、事業所の所有者がAからBへ変更となりました。超過削減量はどのように扱われますか。	指定管理口座に記録されているクレジットは、その口座名義人（所有者）が交代しても移転することではなく、新たな名義人Bに引き継がれます。 なお、所有者が変更する前に、指定管理口座からAの一般管理口座にクレジットを移転していれば、クレジットは一般管理口座の口座名義人Aの所有物のままとなります。
45	クレジット等の移転	(1)	指定管理口座の名義人用ログインID（口座簿利用者番号）と暗証番号を持っている人であれば、その指定管理口座から一般管理口座へクレジットを移転することができますか。	指定管理口座の名義人用ログインID（口座簿利用者番号）と暗証番号を持っている方は、指定管理口座の名義人ですので、一般管理口座を開設して頂ければ、これと関連付けて指定管理口座にあるクレジットを一般管理口座に移転することは原則可能です。 なお、指定管理口座の名義人が複数人いる場合は、原則名義人全員の連名で指定管理口座から一般管理口座への振替申請手続きをすることが必要です。
46	クレジット等の移転	(2)	他社の一般管理口座へのクレジット移転をするため、振替可能削減量振替申請書を提出しました。東京都の審査を経て、クレジットが移転実行可能となった時点で、東京都からお知らせいただくことは可能でしょうか。	移転予定のクレジット等が移転実行待ちの状態になったことについて、移転元の一般管理口座の「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」に登録のメールアドレスへ御連絡いたします。 メールを受領したら、システムにログインし、一般管理口座の取引履歴照会画面で移転内容を確認の上、移転実行操作を行ってください。
47	クレジット等の移転	(3)	「移転実行ボタン」を押した後、移転先の口座への反映は、どのくらい時間がかかりますか。	「移転実行ボタン」を押すとほぼ同時に、クレジットが自口座から消滅し、移転先の口座に記録されます。
48	クレジット等の移転	(4)	「移転実行ボタン」を押した日を顧客との契約上の移転日として、認識してもよいですか。	「移転実行ボタン」を押すとほぼ同時に、クレジットが自口座から消滅し、移転先の口座に記録されます。顧客との契約における「移転日」の認識については、この事実をふまえて、顧客や弁護士等と御相談ください。
49	クレジット等の移転	(5)	振替可能削減量振替申請書を提出後、振替先の事情により、クレジット等の移転を取り消さなければならなくなった場合の対応方法について教えてください。	システム上で「移転実行ボタン」を押すまでは、振替可能削減量振替申請書の取下げを行うことが可能です。 取り下げを行う際は、その旨を書面により提出してください。この書面についての決められた様式はありませんが、東京都まで御連絡いただければ詳細を御案内します。 なお、御連絡を受けてから再度、当該クレジット等に移転できるようになるまで、時間がかかることがありますので御注意ください。
50	クレジット等の移転	(6)	振替可能削減量振替申請書に1単位当たりの取引金額を書くようになっていますが、なぜですか。	東京都は移転価格を統計処理した情報を公表しており、その情報は、取引をお考えの事業者の方の会計税務処理における公正価格に関する参考情報となる他、取引価格を設定する際の目安になると考えております。 なお、取引価格は必須の記載事項となっており、やむを得ない事情により記載できない場合につきましても、その旨及び事情を記載いただいています。 また、価格そのものが公表されるということはありませんので、守秘義務のみが価格を記載できない理由の場合は、契約の際守秘義務の対象から東京都を除くようお願いしているところです。
51	クレジット等の移転	(7)	指定管理口座と一般管理口座との間でクレジット等を移転する場合や無償でクレジットを譲渡する場合など、取引金額が発生しない場合は、振替可能削減量振替申請書に取引金額を記入する必要がありますか。	取引価格は0円と記入の上御提出ください。 振替可能削減量の1単位当たりの金額を記載できない理由について、書類を御提出いただく必要はございません。
52	クレジット等の移転	(8)	指定管理口座で保有する超過削減量を、複数の名義人で分配予定です。分配する量は決定していますが、一部の名義人が一般管理口座を開設できていません。複数の名義人のうち、一部の者にクレジットを移転する申請を先に提出し、後日一般管理口座が開設された後に残りの分を移転する申請をしても問題ないですか。	移転の申請は必要なタイミングで複数回に分けて行っていただいても問題ありません。 なお、指定管理口座からの移転は、原則指定管理口座の名義人の方の連名で振替申請書を提出して頂くことが必要です。このため、例えば事業所内部でクレジットの持ち分が決まっても、先行して移転する名義人のみで指定管理口座からクレジットを移転する申請はできません。 ただし、指定管理口座に口座管理者が登録されている場合は、口座管理者が単独で申請をすることが可能です。
53	クレジット等の移転	(9)	クレジットを他社に売却等する場合は、一般管理口座を介してクレジットを移転する必要があると思いますが、削減義務の履行のために、グループ会社にクレジットを融通する場合、一般管理口座がなくてもクレジットを移転できますか。	他社との取引であっても、グループ会社間の取引であっても、クレジットを移転する場合は、一般管理口座を介する必要があります。指定管理口座間ではクレジットを移転することができません。 また、指定管理口座と一般管理口座の間でクレジットを移転するために関連付けができるのは、指定管理口座と一般管理口座の口座名義人が一致する場合のみです。

連番	項目	No.	質問	回答
54	クレジット等の移転	(10)	排出量の取引単位はどのようになりますか。	削減量口座簿上 1 t-CO2ごとに 1 t-CO2からの取引が可能です。 なお、クレジットシリアル番号と呼ばれる識別番号が 1 t-CO2ごとに付され、取引履歴やクレジット等の保有量などの情報はこのクレジットシリアル番号（識別番号）で管理されます。
55	クレジット等の義務充当	(1)	削減計画期間の途中で、毎年度、義務充当をしておりましたが、過大に義務充当していたことが分かりました。この場合、過大だった義務充当量は、超過削減量として発行できますか。	義務充当を過大に行っていたとしても、その過大となった部分に相当する量を超過削減量として発行することはできません。このような場合、過大な義務充当量は、そのクレジットの有効期間内であれば、次の計画期間が削減不足となった場合には、自動的に義務充当に利用されることとなります。
56	クレジット等の義務充当	(2)	削減義務不足量がある場合、持っているクレジットを充当するには「義務充当申請書」を提出すれば良いですか。	現在指定管理口座に保有しているクレジットで充当する場合は、特段の手続きは不要です。整理期間末に、指定管理口座にある保有クレジットから不足量が自動的に充当されます。 また、一般管理口座にあるクレジットを充当に利用する場合は、指定管理口座への移転（振替）申請が必要です。この申請によって充当まで自動的に行われますので、義務充当申請手続を別途行う必要はありません。 義務充当申請書は、現在指定管理口座にあるクレジットのうち、充当に利用するクレジットを指定したい場合や、任意のタイミングで手続による義務充当申請を希望される場合のみ、提出が必要になります。
57	クレジット等の義務充当	(3)	計画期間中のいつでも、義務充当申請はできますか。	義務充当申請は、計画期間中いつでも行うことができます。 なお、計画期間途中の義務充当には申請が必要ですが、計画期間の整理期間末で削減不足量がある場合には、指定管理口座に不足量に充当できるクレジットを保有していれば自動的に充当がされます。 また、一般管理口座から指定管理口座へクレジットを移転すると、自動的に義務充当口座にクレジットが移転されるため、義務充当申請は不要です。
58	クレジット等の義務充当	(4)	事業所全体で見ると、第 3 計画期間では義務履行できそうです。しかし、共同義務を負っている者の中には、削減努力をしていない事業者がいます。そうした事業者には排出量取引でクレジットを取得してもらい、それを義務充当することは可能ですか。	第 3 計画期間に不足していない場合に義務充当を行っても、第 4 計画期間も削減不足にならないければ義務充当したクレジットは使用できず失効してしまうので、他の共同義務者には何の利益ももたらしません。 削減義務の負担方法等については、義務者間で調整してください。
59	クレジット等の義務充当	(5)	義務量以上の削減が進んでいたため計画期間途中で超過削減量を指定管理口座に発行しましたが、その後排出量が増加し最終的に削減不足になることが分かりました。指定管理口座に発行した超過削減量を義務充当することは可能でしょうか。	保有している超過削減量が有効期間内であれば可能です。 計画期間の整理期間末で削減不足量がある場合には、指定管理口座に不足量を補うクレジットを保有していれば自動的に充当されます。
60	クレジット等の義務充当	(6)	第 3 計画期間に不足の見込みのため、クレジットを購入予定です。口座の清算（義務充当）の手続きは計画期間終了後の整理期間で行いますが、クレジットの購入は、計画期間の途中で行っても問題ないですか。留意する点などはありますか。	クレジットの購入に関しては、いつ行っていただいても問題はありません。 クレジットの購入に当たっては、購入するクレジットの有効期間に留意してください。第 3 計画期間の義務履行に利用するのであれば、第 2 計画期間以降にできたクレジットが必要です。削減不足量が未確定の段階での購入となるため、第 3 計画期間の義務充当に利用しなかったクレジットは第 4 計画期間に利用したいといった目的がある場合には、購入量の一部を第 4 計画期間まで利用可能なクレジットにするなど計画的な検討が必要となります。購入の際にその点を留意して契約等を進めてください。 また、当該購入したクレジットは、最初に貴社の一般管理口座に入ってきますが、これを指定管理口座に移転するとそのまま義務充当口座に移っていきます。一度クレジットを指定管理口座に移転すると一般管理口座に戻すことができません。不足量の清算手続は原則 5 年間分の状況で判断しますので、必要量を充当するよう、手続は十分検討の上行ってください。
61	クレジット等の義務充当	(7)	第 3 計画期間の義務履行に当たり不足する削減量があり、義務充当の手続きを予定しています。一般管理口座に「第 2 計画期間の超過削減量」及び「第 3 計画期間の再エネクレジット」を保有しています。この場合、当該計画期間（第 3 計画期間）で創出されたクレジットを先に充当しなければならないといった優先順位はありますか。	充当に使用するクレジットの優先順位などの規定はありません。 充当する時点で保有しているクレジットであれば、クレジットの種類、有効期間に関わらず、充当に使いたいクレジットを使っていただいて構いません。 なお、一般管理口座にある複数種類のクレジットの中から充当に使う一部のクレジットを指定したい場合は、指定管理口座への振替申請において指定してください。

連番	項目	No.	質問	回答
62	クレジット等の義務充当	(8)	削減義務期間の途中に、当該期間の削減義務量を超える量のクレジットを義務充当した場合、削減不足量を超えた充当分は超過削減量としてバンキングされるのでしょうか。若しくは消滅してしまうのでしょうか。	本制度のクレジットは、削減義務量自体を減らすために使用することはできません。 クレジットを削減義務量以上に充当しても、超過削減量にはならず、義務充当口座に移転され、当該削減計画期間の整理期間において削減不足量に充てられます。指定管理口座上では「振替可能削減量の義務充当量」として記録されます。 事業所において削減義務に不足した量がなく、使われなかった充当分であって、クレジットの有効期限が翌計画期間までとなっているものは、次期計画期間に充当量として持ち越され、次期計画期間に削減に不足する量があれば充当量として使用されます（指定管理口座に戻すことはできませんので御注意ください。）。
63	義務履行	(1)	総量削減義務を5年で割った場合の1年分の削減義務量に達しない場合は、毎年排出量取引をしなければならないですか。	削減計画期間全体で削減義務を履行していただければよいので、毎年排出量取引をしなければならないわけではありません。自らの対策の実施計画を勘案して、義務履行に必要な量を義務履行期限までの間に取引で調達していただければ結構です。
64	義務履行	(2)	計画期間5年の間で、最初の3年間で超過削減が見込まれ、その後の2年間で生産量の増加などで排出量が増加した場合、発行できるクレジットの量は相殺されてしまうのですか。	計画期間全体で見れば、そのとおりです。 発行は計画期間途中でも可能なので最初の3年間の削減量が確定した段階でクレジットを発行し取引することもできます。ただし、その後の2年間で排出超過となった場合は、削減義務に不足する量を別途調達する必要があります。
65	義務履行	(3)	削減義務以上に削減できた場合に創出されたクレジットをテナント事業者に渡す方法、削減義務を達成できなかった場合の事業所の義務履行の方法を教えてください。 当該テナント事業者は特定テナントに該当し、指定地球温暖化対策事業者ではありません。	削減義務以上に削減できた場合に創出されたクレジットをテナント事業者に渡す場合は、指定管理口座の名義人が自身の一般管理口座へそのクレジットを移転し、これをテナント事業者の一般管理口座に移転します。移転には東京都への申請が必要です。 削減義務を達成できなかった場合の事業所の義務履行は、まず指定管理口座において必要なクレジット量を把握してテナント事業者の方へ伝え、テナント事業者は取引により必要量のクレジットを一般管理口座に調達します。これを指定地球温暖化対策事業者の一般管理口座に移転し、さらに移転されたクレジットを指定地球温暖化対策事業者の申請により指定管理口座に移転します。指定管理口座に移転されたクレジットは、自動で削減不足量に充当されます。 指定管理口座と一般管理口座との間でのクレジットのやり取りは両口座が関連付けされていることが必要ですが、関連付けは、両口座の名義人が一致していることが条件となります。
66	クレジットの無効化	(1)	すでに開催したイベントについて、オフセットすることは可能ですか。無効化の申請は取組前にしないといけないのでしょうか。	カーボン・オフセットについては、取組前に御申請いただいて無効化することも、取組後に御申請いただいて無効化することもどちらも可能です。なお、無効化を希望する際には、「振替可能削減量記録移転申請書」の提出が必要です。
67	埼玉県との連携	(1)	埼玉県に工場を所有しており、目標設定型排出量取引制度の対象です。東京都の制度対象事業所とクレジットのやり取りをしようと思っています。一般管理口座は、東京都若しくは埼玉県のどちらかで開設すれば良いのでしょうか。	東京都と埼玉県のそれぞれで一般管理口座を開設いただく必要があります。 なお、埼玉県で創出されるクレジット等のうち、東京都の排出量取引に利用できるものは、以下のとおりです。要件を満たさないクレジットは移転することができませんので、ご留意ください。 ・埼玉県の超過削減量（基準排出量が15万t-CO2以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された場合に限る。） ・県内中小クレジット（第4計画期間は相互利用を一時休止）
68	指定取消後のクレジット	(1)	計画期間の途中で指定取消しになったら、指定管理口座が廃止されるため、そこにあるクレジットもなくなってしまうのでしょうか。	指定管理口座は、指定取消通知後30日経過すると廃止され、その際に指定管理口座に超過削減量が残っていると、廃止と同時に抹消されます。 しかし、一般管理口座に移転をしておけば、そのクレジット有効期間内は使用することができます。指定取消しの手続の際に、一般管理口座への移転についても手続きが必要です。
69	東京都の標準処理期間	(1)	申請書を受理した日から、東京都の標準処理期間は、15若しくは10開庁日と定まっておりますが、申請した日の翌日など、標準処理期間より短い時間で審査いただくことは可能なのでしょうか。	東京都においては、受理した申請書についてはできる限り迅速に処理を行うようにしています。しかし、申請書上の重大な不備がある場合や、申請の混み具合等により、受理から審査完了までに要する時間は異なります。標準処理期間は、処理にかかる標準的な期間を示したものであり、その期間に処理することを保証するものではありません。 なお、申請した日の翌日などといったように、標準処理期間よりも極端に短い期日の審査は対応しかねますので、できるだけ余裕を持った御提出をお願い申し上げます。
70	東京都の標準処理期間	(2)	一般管理口座の開設、振替可能削減量等発行等申請書、振替可能削減量振替申請書等は同時に申請が可能な場合がありますが、標準処理期間はどのように変わるのでしょうか。	複数の申請を同時に行った場合の標準処理期間が何日になるか、と一概に申し上げることはできません。 各種申請書に不備がなく、申請の混雑が無い場合においては、単純に各申請書の標準処理期間を加算した日数よりは短い期間で処理されることが期待できますが、書類の不備等により対応に時間がかかってしまう場合もあります。 できるだけ余裕を持った御提出をお願い申し上げます。

連番	項目	No.	質問	回答
71	排出量取引への参加	(1)	本制度の削減義務対象となる建物等は所有していませんが、東京都の排出量取引に参加することはできますか。	本制度の削減義務者以外の方でも、東京都の排出量取引に参加できます。 ＜オフセットクレジットの発行者として参加する方法＞ ■地球温暖化対策報告書を提出している東京都内の本制度対象外事業所で、一定の削減対策を実施し、かつ温室効果ガス排出量を削減する。 ■東京都外にある一定規模の事業所で削減対策を実施し、かつ温室効果ガス排出量を削減する。 ■東京都が認める再生可能エネルギーを利用した発電等を実施する。 ＜クレジット等の取引（取得・移転）に参加する方法＞ ■原則として日本国内に主たる事務所を有する法人であれば、排出量取引に参加できます。
72	排出量取引に係る東京都からの通知	(1)	基準排出量決定通知のように、口座開設や取引の結果などについても、通知書をもたらえるのでしょうか。	東京都から通知があるものとしては、次の場合になります。 ・指定管理口座の開設 ・一般管理口座の開設 ・口座管理者の登録・抹消 ・口座簿利用者番号の再発行 ・削減量口座簿記録事項証明書交付 ・クレジット記録移転通知書（無効化証書） 上記以外の排出量取引に係る申請については、総量削減義務と排出量取引システムの中で結果を確認してください。
73	排出量取引に係る東京都からの通知	(2)	前年度の実績を報告する際、11月末日までに地球温暖化計画書を提出しますが、確定した実績排出量や取引するための削減量に関する通知が送られますか。	確定した実績排出量等について東京都からの通知はありませんが、「総量削減義務と排出量取引システム」の指定管理口座で確認することができます。 ただし、誰でも閲覧できるわけではなく、指定管理口座の口座名義人宛に送付されたログインID等でログインすることで閲覧できます。
74	義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱い	(1)	第3計画期間終了時点で有効期限を迎えるクレジット等が取引されず口座に残っているような場合は、この残っているクレジット等は自動的に消滅するのでしょうか。	有効期限が第3計画期間の整理期間末である2026年（令和8年）9月末日までのクレジット等が口座に残った状態で、この期日を超えたものについては、東京都の排出量取引には利用できなくなり、自動的に抹消口座に移転されます。
75	会計・税務処理	(1)	クレジットの売却益に対する税務処理、会計処理に関して詳しく教えてください。	会計処理については、「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方」に記載しているので、ご覧ください。 税の取扱いについては、「東京都条例に基づく排出量削減義務制度における排出量取引に係る税務処理について（照会・回答）」に東京都から東京国税局への照会結果が示されておりますので、御参照ください。照会結果にないものについて、税務申告等において不明点があれば、東京国税局又は税務署にお問合せください。（資料掲載場所） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html#cmskaikeizeimu
76	会計・税務処理	(2)	当社は基準排出量変更申請を行う予定ですが、期末の時点で変更の結果が確定していない場合の引当金計上方法について教えてください。	変更の不確定を除けば引当金計上要件を充たしている場合において、仮にその決定が期末を過ぎたとしても変更がほぼ間違いないと考えられるときは、変更を前提とした金額で引当金計上を行うことが考えられます。なお、変更されるかどうか不透明なため変更を前提としない金額で引当金を計上した場合であっても、基準排出量変更申請が後発事象の期間内に変更された場合には、変更を前提とした金額に引当金を訂正することになる場合があることに留意ください。
77	会計・税務処理	(3)	他の者から超過削減量を購入し、当年度に売却せずに保持した場合、どのように税務処理を行う必要がありますか。減価償却等は行わないで良いのでしょうか。	削減義務者が自社の削減不足に充当する目的で所有する場合は、無形固定資産若しくは投資その他の資産として計上します。 一方、取引参加者が転売目的で所有する場合は、棚卸資産とする場合と無形固定資産若しくは投資その他の資産とする場合があります。 いずれも減価償却は行いませんが、減損対象となる可能性があります。
78	会計・税務処理	(4)	一般管理口座にある超過削減量、再エネクレジットの有効期限が過ぎてしまった場合、クレジットの資産性はどのようになりますか。	有効期限経過とともに、超過削減量やクレジットの資産性は消滅します。その際は、自社で使用を見込んで取得したクレジット等及び第三者への販売を目的として取得したクレジット等とともに、それぞれ取得時に計上した資産の除却損として会計処理することが考えられます。税務上も損金として処理することが考えられます。
79	会計・税務処理	(5)	超過削減量売却益は益金として計上すべきですか。会計処理に関する考え方では、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上すると書かれていますが、税務処理上は益金として計上するのですか。	超過削減量を他の者に売却した場合には、無形固定資産若しくは棚卸資産の譲渡として取り扱うことが相当であり、当該超過削減量の売却により生じた損益については、その確定した事業年度の益金又は損金の額に算入することとなるものと考えられます。
80	会計・税務処理	(6)	自社で複数の指定地球温暖化対策事業所を有しており、ある事業所で生じた超過削減量を他の指定事業所の義務充当に使用したい。この場合、ある指定管理口座から自社の一般管理口座へ移転した後、再度他の指定管理口座へ移転することとなりますが、この場合、どのように税務処理すればよいのでしょうか。	自社が所有する指定管理口座への移転に当たっては、資産の譲渡に当たらないため、何ら法人税及び消費税にかかる計上は行わないものと考えられます。

連番	項目	No.	質問	回答
81	会計・税務処理	(7)	企業間でクレジットの無償譲渡を行った場合、譲渡側と譲受側はどのような税務処理を行う必要がありますか。会計処理との違いはありますか。	法人が無償で資産を譲渡した場合には、企業会計では現実には金銭等の授受がないので、これを収益とはしません。しかし、法人税法では、法人が他の者と取引を行う場合には、すべての資産は、時価によって取引されたものとみなして課税所得を計算するのが原則的な取扱いとなっています。 以下は取得原価100(時価200)のクレジットを無償譲渡した際の処理の一例です。 【会計処理】 譲渡側：譲渡したクレジットの取得原価を寄附金等の販売費および一般管理費として計上 譲受側：当該クレジットを時価で受け入れたものとして、クレジットの取得原価を計算し、受贈益を計上 譲渡側 寄附金 100 /クレジット 100 譲受側 クレジット 200 /受贈益 200 【税務処理】※税務上は、すべての取引を時価で行うことが原則。 譲渡側：クレジットを時価で譲渡し、その対価を寄附したものと見做し損金計上 譲受側：クレジットを時価で受け入れ、受贈益を益金計上 譲渡側 寄附金 200 /クレジット 100 譲受側 クレジット 200 /受贈益 200

<総量削減義務と排出量取引制度相談窓口>
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎 20階南側
TEL : 03-5388-3438 (受付時間：開庁日の9時～17時45分)
Email : torihiki@ml.metro.tokyo.jp (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)
ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)